

情報302 情報産業と社会

図書の記号・番号

情報302

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
1	79	側注 One point	<ul style="list-style-type: none"> ・実名（周知の変名を含む）の著作物は死後<u>50</u>年 ・無名・変名の著作物は公表後<u>50</u>年（死後<u>50</u>年経過が明らかであればその時まで） 	<ul style="list-style-type: none"> ・実名（周知の変名を含む）の著作物は死後<u>70</u>年 ・無名・変名の著作物は公表後<u>70</u>年（死後<u>70</u>年経過が明らかであればその時まで）
2	82	10行目	<small>Japan Reprographic Rights Center</small> 日本複製権センター（JRRC）	<small>Japan <u>Reproduction</u> Rights Center</small> 日本複製権センター（JRRC）
3	82	図4	著作者の死後 <u>50</u> 年まで	著作者の死後 <u>70</u> 年まで
4	83	図5	データベースに蓄積された情報そのものは著作権では保護されない。	データベースに蓄積された情報そのものは著作権では保護されない（ <u>新聞記事などの著作物を除く</u> ）
5	168	見出し	平成 <u>24</u> 年 <u>6</u> 月 <u>27</u> 日改正	平成 <u>30</u> 年 <u>7</u> 月 <u>13</u> 日改正
6	168	右段 30行目	第五十一条（ <u>の</u> 原則）	第五十一条（ <u>保護期間</u> の原則）